

【諮問（個人）第143号】

23川情個第19号

平成23年9月9日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年8月4日付け22川才事第140号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分のうち、

- (1) 別表に示す請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りに関する日時、異議申立人や実施機関の行為、対応者の部分については開示すべきであるが、その余の部分の拒否処分は妥当である。
- (2) 請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りされた書面（平成21年9月28日付け21川オ事第198号で開示されたものを除く。）については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「救済申立取下げ書」を開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、未成年者の法定代理人として、平成22年4月29日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  - ア 請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取り（電話・メールを含む。）について記録されているもの全て
  - イ 請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りされた書面（先に開示されたものを除く。）の全て
- (2) 実施機関は本件請求に対して、平成22年5月18日付けで、アについては、「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」を対象公文書と特定し、条例第17条第6号の事務又は事業に関する情報に該当するものとして、イについては、上記の21川オ事第198号で開示された書面以外には存在しないとして、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成22年7月11日、本件処分に対し、アについては、条例第17条第6号の事務又は事業に関する情報には該当しないとして、イについては、実際に開示された取下書のほかに、人権オンブズパーソン自身が保有しているもう一通の取下書が存在するはずであるとして、処分を取り消し開示すべきとの異議申立てを行った（当審査会諮問個人第143号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成22年7月11日付け異議申立書、同年10月2日付け意見書、平成23年2月8日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りの記録（以下「記録ア」という。）は、異議申立人家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りの記録であるため、開示をしても支障はない。これを開示することで支障があるのは、人権オンブズパーソンが公正中立な立場で機能していなかった場合である。

人権オンブズパーソンが公正中立な立場であったならば、開示しても支障はないので、記録アの保有個人情報は、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当せず、開示されるべきである。

- (2) 請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りされた書面（以下「書面イ」という。）については、既に開示された平成△△年△△月△△日付け「救済申立取下げ書」（以下「取下書（B）」という。）のほかに、人権オンブズパーソンが「預かっておく」と言って收受した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「救済申立取下げ書」（以下「取下書（A）」という。）が存在するはずであり、その開示を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成22年9月9日付け処分理由説明書、平成23年3月8日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 記録アの対象公文書である「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」には、相談記録、相談に対する評価や関係機関等の調査結果、異議申立人以外の個人の言動並びに人権オンブズパーソンによる評価、判断等に関わる様々な不開示情報が一体として記録されている。

その中の一部であっても、開示することにより、人権オンブズパーソンの評価や判断、公正・中立的な立場や信頼関係が損なわれ、協力援助を求めようとする関係機関等からの正確な情報の入手が困難になるなど、公平、適正な調査活動が阻害され、業務遂行上、重大な支障が生じるおそれがある。

また、仮に開示されると、評価、判断に必要な情報の記載が消極的になり、詳細かつ正確な記載ができないなど、一連の記録等を重要な判断材料とする人権オンブズパーソンの客観的な評価、判断等に重大な支障が生じるおそれがある。

よって、記録アの保有個人情報、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- (2) 書面イについて、異議申立人が主張している人権オンブズパーソンが預かったという「取下書（A）」は、その後正式な「取下書（B）」が提出されたため、相談ファイルとは別に保管されていたものである。

また、「取下書（A）」は、正式な「取下書（B）」の提出に至る前の準備書面であり、人権オンブズパーソンが今後の資料として受け取ったもので、共通で使用する相談ファイルとは別に保管しており、対象公文書としていなかったものである。

よって、「取下書（A）」は、業務上取得した個人情報ではあっても、職員が組織的に利用するものとして保有している保有個人情報（条例第2条第3号）ではなく、人権オンブズパーソンが今後の資料として受け取ったものに過ぎないため、対象公文書として特定せず、文書不存在として拒否処分を行ったものである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 記録アの条例第17条第6号該当性について

本答申では、本件対象公文書である「相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）」のうち、「請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取り（電話・メールを含む。）」の部分について検討する。

## ア 人権オンブズパーソンの職務について

人権オンブズパーソンは、「市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資すること」を目的とし（川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第1条）、行政から独立した人格として、相談者が自らの力による自主的な解決を図ることを前提として、市民等との協力を得ながら強制力などによらない非権力的な手法を用いて事案の解決にあたっている（人権オンブズパーソン報告書より）。人権侵害に関する救済の申立てにおいては、人権オンブズパーソンはその解決の手法として、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこととしている（同条例第3条第2号）。

人権オンブズパーソンに対する相談や救済申立ての内容は、子どもや男女平等に関する人権侵害に関する事項であり（同条例第2条）、人権オンブズパーソンには、公平・中立な立場で、その事案の特性を踏まえて適切に職務を遂行することが求められる。また、調査についての強制力はなく（同条例第18条以下）、問題解決の基礎となる正確かつ詳細な情報を入手するためには、申立人及び関係機関等との信頼関係に基づく積極的な協力援助が必要であることが認められる。

## イ 条例第17条第6号該当性について

異議申立人は、記録アは異議申立人家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りの記録であるから、異議申立人に開示したとしても、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しないと主張する。

そこで、検討するに、「請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取り」に関する記録の部分のうち、日時、異議申立人や実施機関の行為、対応者については、記録者の評価や判断を含まない外形的な事実に関する記録であって、これを異議申立人に開示しても、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められない。

しかし、それ以外の具体的なやり取りの内容を記録した部分を見ると、関係者の言動に加え、調査の経緯における人権オンブズパーソンや調査員による様々な評価や判断、観察された状況等も交えながら、これらを一体として記録されていることが認められる。そして、このように一体として記録されている情報の中から、人権オンブズパーソンや調査員の評価や判断を含まない情報のみを分離して取り出すことは極めて困難である。

前述したように、人権オンブズパーソンがその事案の特性を踏まえて適切に職務を遂行するためには、その基礎として、相談や調査の経緯において正確かつ詳細な情報を得る必要があること、そこには人権オンブズパーソンや調査員による様々な評価や判断、観察された状況等を含む情報も重要であることから、一体的な記録の採り方がなされているものと考えられる。

それにもかかわらず、一体的な記録の全てが開示されることとなれば、人権オン

ブズパーソンや調査員による評価や判断を交えた詳細な記録を残すことが困難となり、重要な情報が含まれない不十分な内容の記録となる可能性がある。そのような記録内容となった場合には、人権オンブズパーソンがその事案の特性を踏まえて解決に向けた適切な職務の遂行を行う基礎となる情報が得られないこととなり、その適正な業務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件請求アの「請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取り」のうち、日時、異議申立人や実施機関の行為、対応者の部分については、条例第17条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず開示すべきであるが、その余の記録部分は同条号に該当すると認められるので、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 書面イの保有個人情報該当性について

人権オンブズパーソンが預かったという「取下書(A)」は存在し、これについて実施機関は、「取下書(A)」を職員が組織的に利用するものとして保有している保有個人情報ではないと主張している。

しかし、「取下書(A)」は、人権オンブズパーソンが、当該人権救済申立事件の過程において異議申立人から受け取り、そのまま保管していたというのであるから、たとえ、人権オンブズパーソンが今後の資料とするために受け取ったものであったとしても、また、当該事件の相談ファイルとは別に保管されていたとしても、それらのことのみによって、「取下書(A)」が、実施機関が取得し組織的に利用するものとして保有している保有個人情報であることが否定されるものではない。

不開示とすべき情報が含まれていない「取下書(A)」は、全部開示すべきである。

(3) よって、異議申立人の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が、記録アにつき条例第17条第6号を理由に行った拒否処分のうち、請求者家族と人権オンブズパーソンにおけるやり取りに関する日時、異議申立人や実施機関の行為、対応者の部分については開示すべきであるが、その余の部分については妥当であり、書面イについては、存在している「取下書(A)」を開示すべきである。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 植村 京子

委員 小坪 淳子

委員 三浦 大介

## 別表

実施機関が条例第17条第6号により不開示とした情報のうち、開示すべき情報の一覧

頁	開示箇所
1～97頁	相談・救済申立てケース記録表（継続用紙）の様式、ページ数
1頁	ケース名、記録者名 1行目 全て 2行目～4行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者
4頁	1行目～2行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 6行目 全て 11行目のうち、対応時間
8頁	20行目 全て
9頁	7行目～8行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為 15行目～16行目 全て
10頁	14行目～15行目 対応日時、異議申立人側の行為、対応者 17行目～18行目 対応日時、異議申立人側の行為 24行目～25行目 全て
13頁	28行目～29行目 全て
17頁	1行目～2行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 4行目～5行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 8行目～9行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 18行目～19行目のうち、日時、実施機関の行為
18頁	ケース名 1行目～2行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 5行目～6行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 8行目～9行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、実施機関の行為、対応者
21頁	12行目～13行目のうち、日時、異議申立人側の行為 20行目～21行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者
22頁	4行目～5行目のうち、日時、異議申立人側の行為 7行目～8行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為
24頁	12行目～13行目のうち、日時、異議申立人側の行為
26頁	12行目～13行目のうち、日時、実施機関の行為
47頁	24行目～25行目のうち、日時、実施機関の行為
48頁	18行目～19行目のうち、日時、異議申立人側の行為 22行目～23行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者
50頁	8行目～9行目のうち、日時、異議申立人側の行為
57頁	17行目～18行目のうち、日時、実施機関の行為 20行目～21行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者
59頁	1行目～2行目 全て 11行目 全て
69頁	7行目 全て
71頁	17行目 全て
75頁	1行目～2行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 10行目 全て 16行目～17行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者
78頁	17行目～18行目のうち、日時、実施機関の行為
79頁	10行目～11行目のうち、日時、実施機関の行為
80頁	28行目～29行目 全て
86頁	1行目～2行目 全て
87頁	22行目～23行目のうち、日時、実施機関の行為 26行目～27行目のうち、日時、異議申立人側の行為
97頁	1行目～2行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 8行目～9行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 12行目～13行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者 18行目～19行目のうち、対応日時、異議申立人側の行為、対応者